

諮問日：令和4年9月12日（令和4年度（最情）諮問第12号）

答申日：令和5年2月1日（令和4年度（最情）答申第27号）

件名：裁決に対する不服申立て先を法務大臣と記載した法的根拠等を記した文書及び裁決の取消訴訟を特定の裁判所が管轄するという法的根拠等を記した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁決書の教示欄に不服申立て先を法務大臣と誤解した法的根拠、通達、訓令及び内規」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「取消し訴訟を最高裁判所の下級機関である長崎地方裁判所が管轄するという法的根拠、通達、訓令及び内規」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年8月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所は審査請求書の棄却に対する不服申立て先を法務大臣とすると明記していた。これに基づき、苦情申出人は、法務大臣に対し、審査請求書の棄却に対する取消しを求めて令和3年6月に書面を提出した。ところが法務省は、この書面を自己の管轄でないとし、約1年間放置した。苦情申出人の問い合わせにより、最高裁判所が不服申立て先とした法務大臣は、管轄外であり、裁判

所に再度問い合わせをするよう、意見を付して、「取り消し訴訟」の書面を送してきた。

ここで重要なのが、なぜ、最高裁判所が不服申立て先を誤認したのか、理由の説明を求める。そして、再度、最高裁判所に問い合わせたところ、不服申立て先は長崎地方裁判所であるとの回答を得た。長崎地方裁判所を管轄とする法的根拠つまり内規は必ず存在するのであり、最高裁判所の「作成又は取得していない。」という回答は疑念が生じる。

- 2 開示申出人は最高裁判所の書面に記載された不服申立て先、法務大臣あてを信じ、書面を提出したが、法務省は管轄外であるとし、約1年間放置した。ここで、不服申立て先を法務大臣として、書面を開示申出人に教示した責任者、最高裁判所事務総長の責任を求める。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書1について、苦情申出人は、裁決に対する不服申立て先を法務大臣と記載した法的根拠となる文書又は記載の根拠となる通達、訓令若しくは内規の開示を求めているものと解されるどころ、裁決書の教示欄には、取消訴訟を提起する場合について、国が被告となること及び訴訟において国を代表する者は法務大臣である旨を記載しているものであって、不服申立て先を法務大臣とするとは記載していないことから、本件開示申出文書1に係る文書は作成又は取得していない。

なお、裁決書に記載する取消訴訟の提起に関する事項の教示は、行政事件訴訟法46条1項に基づくものであり、訴訟において国を代表する者は法務大臣となる旨の記載は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律1条に基づくものであるところ、これらの法律が掲載された官報等は司法行政文書には該当せず（取扱要綱記第1の1）、記載の根拠となる通達、訓令若しくは内規は存在しない。

- 2 本件開示申出文書2について、苦情申出人は、裁決の取消訴訟の管轄を長崎

地方裁判所とする法的根拠となる文書又はその根拠となる通達、訓令若しくは内規の開示を求めているものと解されるが、裁決の取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条に規定されているところ、法律が掲載された官報等は司法行政文書には該当せず（取扱要綱記第1の1）、取消訴訟の管轄の根拠となる通達、訓令若しくは内規は存在しないから、本件開示申出文書2に係る文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月4日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月17日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月16日 審議
- ⑥ 令和5年1月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出文書1について

当委員会庶務を通じて確認したところ、取消訴訟を提起することができる裁決の裁決書の教示欄には「この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。」と記載されていることが認められた。当該教示は、当該裁決書に記載する取消訴訟の被告は国であって、当該取消訴訟において国を代表する者は法務大臣である旨を示したものである。

したがって、裁決書に不服申立て先を法務大臣とする記載があることを前提とした本件開示申出文書1に係る文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。さらに付け加えれ

ば、裁決書に記載する取消訴訟の提起に関する事項の教示は、行政事件訴訟法46条1項に基づくもので、訴訟において国を代表する者は法務大臣となる旨の記載は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律1条に基づくものであり、これらの法律が掲載された官報等は司法行政文書には該当しないから（取扱要綱記第1の1）、記載の根拠となる通達、訓令若しくは内規は存在しないといえることができる。

## 2 本件開示申出文書2について

本件開示申出書の記載を踏まえれば、苦情申出人は、裁決の取消訴訟の管轄を長崎地方裁判所とする法的根拠となる文書又はその根拠となる通達、訓令若しくは内規の開示を求めているものと解されるが、裁決の取消訴訟の管轄は、行政事件訴訟法12条に規定されているところ、法律が記載された官報等は司法行政文書には該当しない（取扱要綱記第1の1）。よって、取消訴訟の管轄の根拠となる通達、訓令若しくは内規は存在しないから、本件開示申出文書2に係る文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

## 3 そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

## 4 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子